

# 公益社団法人北九州市獣医師会学術委員会運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会（以下「この法人」という。）の定款第26条及び委員会規程第22条に規定される業務を円滑に遂行することを目的として定めるものとする。

## 第2章 学術講習会

(通知)

第2条 この法人が主催する学術講習会の開催が決定したら、日時、場所、講師、演題等の内容を、原則としてこの法人の正会員、準会員、及び九州地区獣医師会連合会（以下「九獣連」という。）に所属する獣医師会に通知する。

2 他団体からの学術講習会開催の通知については、小動物臨床に関するものは小動物臨床会員及び準会員に、産業動物又は公衆衛生に関するものは勤務会員に通知する。ただし、内容が重複するもの、又は判断が困難なものについては、業務担当理事と学術委員長が協議の上、通知の対象者を決定する。

(受講料等)

第3条 学術講習会の受講料等は、講習会ごとに学術委員会で定める。

2 受講料等とは、受講料、実習費、材料費、食事代、その他学術講習会の受講に際し参加者が納める費用をいう。

3 この法人の正会員及び準会員からは、原則として受講料等を徴収しない。

## 第3章 旅費

(学会等参加者の旅費等)

第4条 学会等の参加者に旅費等を支給する。

2 支給の対象者は、この法人の正会員又は準会員で、日本獣医師会が主催する獣医学術学会の発表者、九獣連が主催する獣医学術学会の発表者、又は理事会が必要と認めた者とする。

(支給額)

第5条 支給額は、公益社団法人北九州市獣医師会旅費規程に準じて算出する。

- 2 正会員には、旅費、宿泊費、及び日当を支給する。
- 3 準会員には、旅費、及び宿泊費を支給する。
- 4 この法人から他の名目により、又はこの法人以外から旅費等の支給を受けた場合は、この規程による旅費等の支給はしない。
- 5 理事会が必要と認めた場合は、増額又は減額することがある。
- 6 旅費等の一部又は全部を辞退することができる。

(復命書)

第6条 旅費等の支給を受けた者は、帰着後すみやかに復命書を事務局に提出しなければならない。

## 第4章 表彰

(表彰)

第7条 日本獣医師会が主催する獣医学術学会において「獣医学術学会賞」を受賞した演題、又は九獣連が主催する獣医学術学会において「地区学会長賞」を受賞した演題の発表者がこの法人の正会員又は準会員の場合は、「学術奨励賞」としてこれを表彰する。

- 2 表彰の副賞として、金三万円を贈呈する。

## 第5章 補則

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。